

令和 6 年 3 月 2 9 日

姫路市電気自動車等充電設備導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する者に対して、その経費の一部を補助することにより、電気自動車等の充電が可能な充電設備の普及を促進し、もって電気自動車等の更なる普及を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車をいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備をいう。
- (5) 普通充電設備 充電設備のうち、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のものであって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(補助対象者等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対して姫路市電気自動車等充電設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 次項に定める充電設備を市内に設置しようとする法人又は個人事業者であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定

する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。

2 補助金の交付の対象となる充電設備は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「補助対象設備」という。）とする。

- (1) 経済産業大臣が一般社団法人次世代自動車振興センターを補助事業者等として交付するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付の対象となる充電設備のうち、普通充電設備（充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを除く。）であること。
- (2) 商業施設、駐車場等に設置され、利用者を限定せず、不特定多数の者が利用できるものであること。
- (3) 充電するに当たり、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は、この限りでない。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者が自ら製造し、又は販売する製品以外であること。
- (5) 新品であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の交付額は、補助対象設備の本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）から姫路市以外の者から受ける当該補助対象設備に係る補助金等を控除した額に1／2を乗じて得た額とする。ただし、1基当たりの上限金額を10万円とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置しようとする補助対象設備の仕様及び購入価格が分かる書類の写し
- (2) 設置場所の現況を示す写真
- (3) 設置工事内容が確認できる図面
- (4) 次のいずれかの書類

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書

イ 個人事業者にあつては、開業届及び確定申告書の写し

(5) 市税納税証明書

(6) 誓約書（様式第2号）

(7) 設置場所が自己の所有する土地以外の場合にあつては、当該設置場所を使用する権原を証する書類

(8) その他市長が必要と認めるもの

（決定及び通知書類）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第3号）、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりそれぞれ通知する。

（計画変更の申請）

第7条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定により提出した補助金交付申請書の内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第5号）に計画変更の内容を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定金額は増額しないものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すときは、計画変更承認通知書（様式第6号）により、その旨を通知する。

（中止の承認）

第8条 補助事業者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、中止承認通知書（様式第8号）により、その旨を通知する。

(事業完了報告)

第9条 補助事業者は、第5条の規定により交付申請を行った日の属する年度の3月31日（その日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる場合にあっては、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに、事業完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状況が分かる写真（本体、型式及び製造番号が確認できるものを含む。）
- (3) 補助対象設備の保証書の写し
- (4) 姫路市以外の者より補助金等を受ける場合にあっては、当該補助金等の額が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であるかどうかを確認するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による事業完了報告を行った後速やかに補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされた場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を交付の目的以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) その他この要綱に違反したと認められる場合

(事業完了後の監査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象設備の設置の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(財産の処分の制限等)

第13条 補助事業者は、補助対象設備の設置により取得する財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産の設置から5年を経過する期間（以下「財産処分制限期間」という。）までは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 補助事業者は、財産処分制限期間において処分をしようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち処分の中から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額として次の算式により計算した金額を返還させることができる。

$$A = B \times (C - D) \div C$$

A 返還させるべき金額

B 交付した補助金の額

C 財産処分制限期間の日数

D 補助対象設備を購入した日から処分した日までの日数

5 市長は、処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内で当該利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

6 市長は、財産処分制限期間における処分が次に掲げる事由に該当する場合においては、第4項の規定にかかわらず補助金の返還を求めないものとする。

ア 天災又は補助事業者に過失のない事故等により取得財産が使用不能となり処分する場合

イ 取得財産の処分後も引き続き補助金の交付の目的の達成のために利用されると認められる場合

ウ その他市長が特に認める場合

7 市長は、第3項の規定による処分を承認したときは、取得財産の処分等に関する承認通知書（様式第12号）により、その旨を通知する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、次の各号に該当する場合において既に補助金が支払われているときは、当該各号に定める場合に依じて返還させるべき補助金の全部又は一部について、期間を定めてその返還を命じることができる。

(1) 第11条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合

(2) 前条第2項の規定に反して処分等をした場合

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助金の交付に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の姫路市電気自動車等充電設備導入促進事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に行う交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。